

平成29年

○国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の一部を  
改正する基準

改正理由

事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成29年4月12日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準の一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学乗用自動車雇上契約に係るタクシー利用基準（平成16年4月1日）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

